

第13回石巻市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成25年7月23日(火) 午後1時～午後2時8分
- 2 場 所 石巻市役所 4階 庁議室
- 3 出席者 委員15名中 本人出席12名、代理出席1名
- 1号委員 浅野 亨委員、高橋 長一郎委員、瀬崎 和雄委員、李 東勲委員
- 2号委員 安倍 太郎委員、渡辺 拓朗委員、阿部 純孝委員
- 3号委員 佐藤 克英委員、菅原 敬二委員、手島 俊明委員(石巻警察署長代理)
- 菅原 真由美委員、平塚 恭子委員、三国 知彦委員
- 事務局 笹野副市長
- 阿部建設部長、星震災復興部長、木村建設部次長、大澤震災復興部次長、
堀内震災復興部次長、古城震災復興部副参事、今野都市計画課長、
秋山水産物地方卸売市場建設準備室長、木村区画整理課長、近江基盤整
備課長、畠山都市計画課長補佐、草刈区画整理課技術補佐

傍聴者 1名

4 議 題

- 第67号議案 石巻広域都市計画市場の変更について(石巻市決定)
- ・石巻市水産物地方卸売市場
- 第68号議案 石巻広域都市計画土地区画整理事業の変更について(石巻市決定)
- ・石巻市南境土地区画整理事業
- 第69号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について(石巻市決定)
- ・南境地区計画
- 第70号議案 石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定について
〔石巻市復興整備計画(石巻市決定)〕
- ・石巻市中央一丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業

5 議事の概要

- 第67号議案 石巻広域都市計画市場の変更について(石巻市水産物地方卸売市場)
- 賛成全員により原案のとおり承認された。
- 第68号議案 石巻広域都市計画土地区画整理事業の変更について
(石巻市南境土地区画整理事業)
- 賛成多数により原案のとおり承認された。
- 第69号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について(南境地区計画)
- 賛成多数により原案のとおり承認された。
- 第70号議案 石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定について〔石巻市復興整備計画〕
(石巻市中央一丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業)
- 賛成多数により原案のとおり承認された。

6 会議経過

午後1時 開会

【司会】 それでは会議の開会にあたりまして、皆様方をお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。また、本日の次第の「3 報告」以降はですね、事務局が行うものを除きまして、写真等の撮影、録画、録音はできませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第13回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

本日ご出席いただいております委員の方々は、15名中、本人出席12名、代理出席1名の合計13名でございます。過半数に達しておりますので、石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

それでは始めに笹野副市長より、ごあいさつ申し上げます。

【笹野副市長】 皆様、本日もご多用のところをご出席いただきましてありがとうございます。スピードある復興ということで、都市計画審議会の方もですね、頻繁に開催をお願いしておりますところでございますけれども、本日もですね、水産業の中心となる都市計画市場の変更、あるいは、中心市街地の再生の一端であります中央一丁目地区の土地区画整理事業、こういった重要な議案を今日お諮りすることになります。

議案そのものに対する議論、そしてまたそれに付随するまちづくり全体の観点からの議論などもあろうかと思いますが、忌憚のない皆様のご意見ご助言をいただきまして、審議を深めてまいりたいと思っておりますので、なにとぞよろしくお願いいたしますと思います。私からは以上です。

【司会】 次に本日の資料を確認させていただきます。本日の資料はですね、事前にお配りいたしました、まず製本されている議案書、それから1枚ものになりますが諮問書の写しでございます。

また、お手元にですね、説明資料といたしましてカラー刷りのA4版1枚もの、こちらの資料をお配りしております。資料に不足等はございませんでしょうか。

それではないようですので、李会長、本日の議事の進行をよろしくお願いいたします。

【李会長】 どうもありがとうございます。皆さんこんにちは。お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。今日ですね、事務局の担当の方に確認してみたところ、私は今回の審議会をもちまして最後の審議となるそうです。

今まで皆さんと一緒に、石巻の復旧復興のために数々の審議を行ったことは、大変私は誇りに思っております。これからも石巻のあるべき姿を、皆さんよく議論をして審議をしながら、子どもたちが誇りを持つ故郷を残すよう、頑張っていくことを願ってやみません。

その意味でですね、先ほど副市長は、スピードある復旧復興という言葉をおっしゃったんですが、私は今だからこそ、ちょっと立ち止まって確認すべきではないかなと思うんです。これで防災の議案をずっと出していけば、もうこれは後戻りができないことになります。ですから、慎重に慎重を期するその心構えも必要ではないかなと思う次第であります。

では、さっそくでございますが、審議に移りたいと思います。

審議に入る前に傍聴の方にはお願いがあります。傍聴の方はお配りいたしました注意事項を守ってください。

では、審議の議事に入る前に報告がございます。第12回石巻市都市計画審議会の議案の処理について、事務局より報告お願い申し上げます。

【今野都市計画課長】 はい、都市計画課の今野でございます。私の方から、第12回の都市計画審議会においてご審議をいただきました議案の処理状況についてご報告いたします。議案書の次第の次のページをお開き願います。

第12回都市計画審議会は本年の5月22日に開催してございます。第63号議案から第66号議案の4議案についてご審議をいただいております。処理結果につきましては、表の右側の欄に記載のとおり、第63号議案と第64号議案が、平成25年の6月17日付の決定告示を行ってございます。それから、第65号議案と第66号議案が平成25年の6月21日付の決定の告示を行ったところでございます。以上、ご報告でございます。

【李会長】 はい、ありがとうございます。委員の皆さんから何かございませんか。

よろしいでしょうか、それでは審議に入りたいと思います。第67号議案 石巻広域都市計画市場の変更についてでございます。事務局ご説明お願いいたします。

【秋山水産物地方卸売市場建設準備室長】 はい、産業部の魚市場建設準備室、秋山と申します。よろしくお願いたします。それでは第67号議案 資料の1ページになりますが、こちらにつきましてご説明させていただきたいと思います。

まずこの1ページでございますが、石巻広域都市計画市場の変更ということで、被災いたしました魚市場、これを再建するということで、復旧にあたりまして面積が拡大するということにあわせて、都市計画市場の面積の拡大もあわせて行いたいというものでございます。1ページの資料に基づきまして説明させていただきます。

水産物地方卸売市場、石巻売場と呼んでおりますが、位置につきましては魚町二丁目と三丁目にかかってございます。敷地面積といたしましては、約63,400㎡ということで、変更前の55,600㎡から7,800㎡の増という形になってございます。

変更の理由といたしましては下の方に記載してございますが、石巻漁港、三陸の有数な漁場に恵まれて、大規模な漁港ということで全国に13港ございます特定第三種漁港に入っているわけでございますが、こちらで水揚げを続けているということで、新たな魚市場につきましても、高度衛生管理型の市場ということで、そういった建設が求められているところでございます。

大震災によりまして全壊いたしました卸売市場、こちらを再建するわけでございますが、国の定めます高度衛生管理基本計画、こちらに基づきまして、市場全体、通路、周辺の付帯施設等も含めまして全体を高度衛生管理の区域ということでの整備ということで、国の補助事業に基づきまして再建するということで、この衛生管理の施設という新しい形になりますことから、水産物を処理する荷さばきの施設、それから洗車ですとかトラックスケールという重量を図る設備がありますが、そちらの付帯施設等を含めまして拡張が必要となっているということで、市場の全体面積といたしまして、7,800㎡ほど、作業面積も含めてなんですけど拡大を行いたいものでございます。

続きまして2ページの方をお開きいただきたいと思います。2ページにつきましては、魚市場の位置を示します字名の表示でございます。魚町二丁目、三丁目のそれぞれ一部という表示となっております。

続きまして、3 ページの図面、広域都市計画図の方をお開きいただきたいと思います。この部分で魚市場の位置、これをお示ししてございます。右下の方に黄色で表示されておりますが、変更前の面積 55,600 m²、それから赤表示の変更後の面積 63,400 m²、図の部分につきましては、赤の拡大される面積で表示をいたしてございます。魚町二丁目三丁目の石巻漁港の岸壁に面した部分ということでございます。

続きまして、4 ページをお開きいただきたいと思います。4 ページにつきましては石巻漁港の拡大図となっております。岸壁沿いに漁港が、石巻漁港の本港と西港とございますが、この魚市場を造る漁港につきましては、本港と呼んでいる部分でございます。こちらの岸壁が 1,200m 直線距離でございますが、そのうちの約 900m を使いまして新市場を建設する予定となっております。色分けで表示しておりますので、薄いピンクの部分がこれまでの既存の決定区域ということでこれが 55,600 m²、それから、今回衛生管理に伴いまして拡大が予定されるエリアといたしましては、赤で表示されております追加区域という表示としてでございます。岸壁の延長に伴いまして、東側の方に 200m ほど延長いたしておりまして、既設の魚市場が約 700m の延長がございました。幅員といたしましては 35m、あまり変わりはないんですが、延長の方で 200m ほど増えていると。それから海側ですが、岸壁も被災いたしまして、約 1m ほど沈下いたしましたので、それらの災害復旧を国の岸壁の復旧工事の中で行うという部分で、海面、前面の方、海側に 5m 岸壁を前の方に出していると、赤い 5m の延長の部分が表示されてございます。

それから北側になるんですが、逆に黄色の部分といたしまして、魚市場の背後に臨港道路という 50m 道路がありますが、そちらの片側車線について、今回荷さばきのトラックの通行帯になるということになるんですが、その対向車線、北側の車線につきましては、これまでもあまり利用がなかったということで、今回県と協議をいたしまして廃止という形で、黄色の部分、薄い表示となっておりますが、この部分が道路の片側車線でございますが、これにつきましては今回廃止ということで、トータルいたしまして 63,400 m² といった表示となっております。

続きまして、5 ページの方をお開きいただきたいと思います。この 5 ページにつきましては、実際に再建される魚市場、新しくできる魚市場の配置を示したものでございます。この計画区域の中にこういった形で配置されるということで、西側、左側から荷さばき所の西棟と呼ばれる部分、これが二つあるんですが、左側の西棟の部分が、小型漁船、沖合底引きの漁船のゾーン、荷さばき所全体が 3 つのエリアに分かれるんですが、そのうちの西棟の部分でございます。それからその隣が、面積的には長くなるんですがこれも西棟の一部ということで、銀鮭のゾーンですとか、それから底引きの小型船の漁船の水産物のゾーン、それから見本車置場といたしまして、トラックに直接魚を積みまして、トラックの上で大量の水産物をここで出荷していくという、トラックの待機のエリア、それがこの見本場という場所になるんですが、西棟の一部になりますがこちらにそういった施設を配置する予定でございます。

隣が右側になりますが、これを中央棟というふうに呼んでございますが、カツオの旋網のゾーン、それから定置網での魚、イワシですとかサバですとかそういったものを水揚する施設ということで、ここが荷さばき所の中央棟と呼んでございます。

それからその東側右側にカツオゾーンというのが二つあるんですが、この二つを合わせて東棟という形で呼んでおります。こちらにつきましては、大型のカツオ漁船で冷凍のカツオ、マグロ、それらの魚を荷さばきするという施設となっております。この一番右側にございます

冷凍カツオの東棟の部分、この部分が延長の200mの部分に該当するというので、東側に延長した形で赤色の表示をしている部分でございます。

大きく三つに荷さばき棟をゾーニングいたしまして、高度衛生管理を使った新しい水揚げの形、出荷の形を今回の新魚市場で行っていくということに合わせました配置となっております。そういった衛生管理をやるなかで、いろいろ設備等があるんですが、ベルトコンベアですとか魚の選別機、そういったものが新たに衛生管理される中で配置されることによりまして、面積が1.2倍ほど施設の面積として増えております。それに合わせまして、周辺の作業のスペース、トラックの通行帯、それからフォークリフトの作業スペース、そういったものも含めまして約7,800㎡ほどの増加というところで、このエリア一帯を地方卸売市場の作業の区画としたいという事でのご提案でございます。

次の6ページにつきましては、今のエリアの部分の字界の表示となっております。大字小字ということで、それぞれ下の方に①から④までの表示がございますが、これらで字界を表示した図面となっております。

以上でございますが、この説明の議案につきまして、平成25年6月14日から6月28日までの2週間にわたりまして本案の縦覧を行いました。縦覧者は4名ございまして意見書の提出はございませんでした。以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【李会長】 はい、ありがとうございます。ただいま、第67号議案について事務局より説明がありました。委員の皆様、ご質問あるいは意見等がございましたらお願い申し上げます。

はい、お願いします。

【佐藤委員】 意見ではありませんが、確認のための質問です。まずこのエリアのですね、防潮堤の計画、高さとその市場の位置関係、それからこの市場の地盤高、それと今回の整備のスケジュールと防潮堤のスケジュールの関係などを説明してください。

【李会長】 はい、事務局よろしくお願いいたします。

【秋山水産物地方卸売市場建設準備室長】 お答えいたします。防潮堤につきましては県事業となりますが、位置につきましては、現在この荷さばき所の背後、道路部分があるのですが、臨港道路の中央分離帯と荷さばき所の通行帯のトラックの通る場所なんですが、その中間を予定してございまして、位置で申しますとこの赤枠の部分の一番外側、黄色の着色があるんですが、黄色の着色とこの赤の細い線で道路の脇を表示してございますが、こちらの部分に防潮堤が計画されているという状況です。今年度から設計に入るといって話聞いてございます。あと細かい位置等につきましては、魚市場との作業スペースとの調整がございまして、魚市場の建設の中でそれらについては位置などを決定させていただきたいということでございます。

それから高さにつきましては、現在TP 3.1mで計画がされております。海面の岸壁の部分につきましては、これが現在DL 3.0mで本港の岸壁を整備してございますので、岸壁から後ろに下がる形になるんですけども、道路の路面からは約1.8mの壁という形で地上に出るような計画がされてございます。

魚市場の計画のスケジュールでございますが、現在、建設工事のプロポーザルをやっているところでございまして、来月には事業者との契約、それから10月をめどに着工を予定してございます。全部で大きく荷さばき所3棟ございますが、平成27年の4月供用開始ということで、現在整備を進めてございますが、27年の早期に全棟を完成させたいということで計画をいたし

ております。あと、事業者の決定とともに詳細のスケジュール等をお示しさせていただきたいということで、よろしく願いいたします。

【李会長】 はい、ありがとうございます。今の説明でよろしいでしょうか。

【佐藤委員】 はい、ありがとうございます。ちょっと一部がわからなかったのですが、岸壁の高さが3mで防潮堤が3.1m、この高さの差は1.8mという説明だったので、ちょっとそのつながりが・・・

【李会長】 はい、事務局よろしく願いいたします。

【秋山水産物地方卸売市場建設準備室長】 岸壁につきましては、海面からの高さということで、岸壁の高さそのものは、DL 3.0mになりますけれども。防潮堤といたしましては、その1.8m上がった部分含めてのTP 3.1mで、基準面が違うっていうものですから、実際には岸壁から荷さばき所の道路に少し下がる形になりますので、防潮堤はだいたいDL 4mぐらいの高さに落ち着くのかなと。

なお県の方でその辺を調整されておるところなので、まだ計画の数字で申し訳ないんですが、そういった形で計画されております、よろしく願いいたします。

【李会長】 はい、ありがとうございます。他の委員の皆様はいかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

他の委員の皆様はいかがですか。この第67号議案についてお諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、では第67号議案石巻広域都市計画市場の変更について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成によりまして、本案につきましては原案のとおり承認されました。ありがとうございます。では続きまして、第68号議案と第69号議案について、審議を行いたいと思います。この第68号議案と第69号議案は対象地域が重複しておりますので、一括で説明を求める次第でございます。では、事務局よろしく願いいたします。

【今野都市計画課長】 都市計画課の今野でございます。恐縮でございますけれども説明の方は座ってさせていただきます。本日お諮りいたします議案でございますが、第68号議案が土地区画整理事業の変更と、第69号議案がそれに伴います地区計画の変更の2件ということでございます。これらの都市計画の変更につきましては、現在石巻専修大学の東側におきまして、組合にて施行されております南境土地区画整理事業に係るものでございます。この南境土地区画整理事業の事業計画の変更によりまして、その事業区域の一部に変更がありましたことから、今回その事業計画にあわせる形で、土地区画整理事業と地区計画の区域の変更を行うものでございます。議案の説明に入ります前に、南境土地区画整理事業の概要について簡単にご説明をさせていただきます。まず、はじめに位置でございますが、資料の11ページをご覧いただきたいと思っております。総括図でございますが、当該土地区画整理事業の施行されております区域は、旧北上川左岸。JR石巻駅より北約2kmの赤い線で囲まれた区域でございます。なお、今回都市計画の区域を変更いたします区域は、この土地区画整理事業の区域と本区域を含む地区計画の区域となっております。

次に10ページにお戻り願います。南境土地区画整理事業の概要でございます。名称が石巻市南境土地区画整理事業、施行者は石巻市南境土地区画整理組合でございます。事業の目的でございますが、本地区は、就業の場の提供や人材育成を推進する位置づけにある南境業務拠点地区と石巻市総合運動公園に隣接し、地区の西側には石巻専修大学もございます。このような中、公共公益施設等の立地と周辺の自然環境に配慮し、就業人口の増加と定住拠点への対応として、良好な市街地の形成を図ることを目的としているものでございます。

都市計画決定は、平成9年8月12日、事業認可は平成9年12月19日となっております。面積は約23.4ヘクタール、事業期間は平成9年度から平成25年度、計画人口は1,700人、減歩率は35.44%でございます。当該地区につきましては、年内中に換地処分を行いまして、今年度内での事業完了に向けて準備を進めておりますことから、その事業計画に沿うように、今回、都市計画の変更を行うものでございます。

それでは戻りまして、7ページをご覧くださいと思います。第68号議案石巻広域都市計画土地区画整理事業の変更(石巻市決定)についてご説明いたします。

都市計画石巻市南境土地区画整理事業を次のように変更いたします。名称は、石巻市南境土地区画整理業、面積は、約23.8ヘクタール、公共施設の配置と宅地の整備は、表中に記載のとおりでございます。変更理由といたしまして、土地区画整理事業の進捗に伴い土地利用が確定し、施行区域の一部の区域を施行区域外の宅地と一体的に利用することとしたため、当該箇所において施行区域を縮小するものでございます。

次に9ページをご覧くださいと思います。新旧対照表でございます。表の面積の欄におきまして、変更前約23.8ヘクタール、変更後も約23.8ヘクタールとなっております。これは今回縮小する面積が約0.03ヘクタールとわずかな面積であり、都市計画決定では小数点以下第一位までを記載することとなっておりますことから、四捨五入してもその数字に変更のないものとなっております。

それでは12ページをご覧くださいと思います。今回縮小となる区域についてご説明をいたします。ページを縦にしてご覧くださいと思います。土地区画整理事業の区域を赤い線で囲んでおりますが、その南側、図の下側になりますが、区域の一部を変更するものでございます。丸で囲われた拡大図をご覧くださいと思います。黄色の線と斜線の区域309平方メートルについて縮小するもので、赤い線が今回の変更後の区域でございます。これは、黄色で囲われた部分が、現在一軒の宅地として使用されてございます。使用されております土地の区域を分断するような形になってございました。このたび、所有者の方が区域の内外にわたりまして一体的な土地利用をすることで合意がなされましたことから、その区域を土地区画整理事業の区域から除外することとなったものでございます。

次に13ページをご覧くださいと思います。土地利用計画図でございますが、当該区域を除外するほかは、変更はございません。

次に14ページをご覧くださいと思います。字界図でございますが、縮小する土地の区域は、石巻市南境字新稲干の一部となりますが、8ページの方にお戻りいただきたいと思います。一番下の表におきまして、その縮小する区域の土地の表示をしてございますので、ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、第69号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更(石巻市決定)について説明を

させていただきます。南境地区計画におきましては、良好な住宅地の供給と、旧北上川をはじめとする周辺の自然環境と調和した、良好な市街地の形成を図るため、地区計画を定めているものでございます。そして今回の変更につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、土地地区画整理事業の一部の区域を縮小することといたしましたことから、地区計画につきましてもその区域とあわせるように変更を行うものでございます。

それでは、15 ページをお開きいただきたいと思います。計画書でございます。石巻広域都市計画地区計画の変更(石巻市決定)でございます。都市計画南境地区計画を次のとおり変更するものでございます。名称は南境地区計画、位置は石巻市南境字待井の全部、他は記載のとおりでございます。面積は約 50.5 ヘクタール、区域の整備・開発及び保全の方針は表中に記載のとおりでございます。

次に、16 ページから 18 ページには地区整備計画の内容が記載されてございます。地区整備計画では、建築物の用途、容積率、建築物等の高さの最高限度などの具体的なルールを定めておりますが、ここで本日皆様方にお配りいたしました石巻市南境地区計画の A4 のカラー刷りの 1 枚資料をご覧いただきたいと思います。本地区には黄色の部分の低層住宅地区、オレンジ色の沿道サービス地区、緑色の既存住宅地区の 3 地区に区分されてございます。これら各地区の具体的な制限をまとめた資料でございます。

18 ページの表の一番下のご覧願います。変更理由といたしまして、適正な土地利用を誘導し、良好な市街地環境の形成を図るため、平成 12 年 7 月 26 日に都市計画決定した南境地区計画につきまして、石巻市南境土地地区画整理事業施行区域の変更に伴い、当該部分約 309 ㎡を低層住宅から既存住宅地区に変更するものでございます。

次に 20 ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。表の下段、地区の面積として、低層住宅地区が 0.03 ヘクタール縮小となり、既存住宅地区がその分増加となっております。しかしながら、面積の表示につきましては、小数点以下第一位までをヘクタールで表示することとなりますので、それぞれの地区の面積については、変更はございません。

21 ページをご覧いただきたいと思います。総括図でございます。先ほどの南境土地地区画整理事業の区域と、その周辺の既存住宅地区を含んだ区域となっております。図面上、赤く囲われた部分が地区計画の全体区域、面積が約 50.5 ヘクタールとなっております。

次に、22 ページの計画図をご覧いただきたいと思います。全体の外側を赤枠で表示し、地区整備計画の 3 地区について、黄色、オレンジ色、緑色の 3 色で表示をしてございます。今回変更いたします部分は、先ほどの土地地区画整理事業でご説明いたしました区域と同じ個所でございます。その拡大図の部分、黄色の線から赤の線へと変更するものでございます。

これまでは、黄色の線までが、黄色で着色された部分の低層住宅地区として定められておりましたが、今回、その部分を土地地区画整理事業の区域とあわせることといたしましたので、緑色の既存住宅地区へと変更するものでございます。

23 ページをご覧いただきたいと思います。方針付図となります。これは地区内の土地利用等について表示をしているもので、今回変更する部分は、先ほどご説明したとおり、低層住宅地区から既存住宅地区へ変更するものでございます。

次に 24 ページをご覧いただきたいと思います。壁面の位置の制限図でございます。これも今回の区域の変更に伴いまして、その部分を変更するものでございます。

次に 25 ページをご覧いただきたいと思います。字界図でございます。恐れ入りますが 19 ページにお戻りいただきたいと思います。

今回の変更に係る土地の区域でございますけれども、ページの一番下、石巻市南境字新稲干の一部ということでございます。ご確認をお願いしたいと思います。

ただいま、説明させていただきました第 68 号議案並びに第 69 号議案につきましては、平成 25 年 6 月 14 日から 6 月 28 日までの 2 週間、案の縦覧を行いました。縦覧者はおりませんで、意見書の提出もございませんでした。説明の方は以上で終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【李会長】 ありがとうございます。ただいま事務局より第 68 号議案、そして第 69 号議案について説明がありました。委員の皆様、ご質問あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

他の委員の皆さんはいかがででしょうか、よろしいですか。

はい、ありがとうございます。それでは、第 68 号議案、第 69 号議案をお諮りしようと思います。まず、第 68 号議案の石巻広域都市計画土地地区画整理事業の変更について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数によりまして、第 68 号議案は原案のとおり承認されました。

続きまして、第 69 号議案石巻広域都市計画地区計画の変更についてでございます。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数によりまして、第 69 号議案も原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

それでは、第 70 号議案の石巻広域都市計画土地地区画整理事業の決定についてでございます。では、事務局より説明をお願いいたします。

【古城震災復興部副参事】 それでは私の方から説明させていただきます。私、震災復興部副参事をしております古城と申します。よろしくお願いたします。それでは失礼いたしまして、座らせていただきたいと思います。

それでは、今回ご審議いただきます、第 70 号議案、26 ページをお願いしたいと思います。石巻広域都市計画土地地区画整理事業の決定についてご説明申し上げます。議案の概要を説明させていただく前に、中央一丁目地区の施行区域位置をご確認いただきたいと思いますので、29 ページをご覧ください。決定しよういたします区域は、総括図の赤色の枠取りをした箇所でございます。中心市街地に位置し、旧石巻市役所の北側の地区でございます。日和山へと続く都市計画道路門脇稲井線を中心とした被災市街地復興土地地区画整理事業となっております。

次に、30 ページをお願いいたします。これは、土地地区画整理事業の区域を表してございます。都市計画に定める施行区域につきましては、区域の北側、都市計画道路羽黒下広小路線との交差点から、南側、都市計画道路大街道石巻港線をまたぎ石巻小学校の南門前まで。東西の線につきましては、都市計画道路門脇稲井線に接する沿道の土地の筆界となっております。いわゆ

るアイトピア通りから連続いたします門脇稲井線の未整備区画、約 260 メートルの区間となっております。よって、施行区域のほとんどは、中央一丁目地内になりまして、一部は東側、泉町一丁目に掛かっております。

次に 31 ページをご覧ください。ここでは参考といたしまして、施行後の土地利用計画をお示ししております。ピンクのところは、住宅・沿道商業用地となっております。黄色のところは、復興公営住宅用地となっております。6 階建て 35 戸の復興公営住宅を計画しております。

それではお手数ではございますが、26 ページにお戻りくださいますようお願いいたします。実施しよういたします計画の内容についてでございます。名称は、石巻市中央一丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業とし、面積につきましては約 1.5 ヘクタールとなります。公共施設の配置でございます。道路につきましては、都市計画道路門脇稲井線を骨格道路といたしまして、接続する道路は沿道利用が進んでいることから既存幅員と考えており、既存道路を活用していきたいと考えております。

また、門脇稲井線は、震災復興基本計画におきまして第二次緊急輸送道路として位置付けられておりまして、石巻小学校や日和山公園への、一時避難所への避難路としての役割が非常に重要であると考えております。

門脇稲井線の幅員は、従来 16 メートルで都市計画決定されております。現行、未整備で 10 メートルとなっておりますが、この 8 月 16 日に宮城県におきまして、道路幅員 17 メートルに計画変更される予定でございます。

また、公園及び緑地につきましては、地区に近隣しております誘致距離 250 メートルの日和山の中にあります海門寺公園及び地区に隣接しています石巻小学校の東側、八ツ沢緑地を活用していただくということになっております。

なお、中央一丁目地区におきましては、津波により甚大な被害を受けた地区でございまして、住宅に困窮する世帯への住宅供給の促進とあわせ、商店街の街並みを取り戻すことが強く望まれている地区でございます。そのため、被災者の速やかな生活基盤の再生、及びまちなか居住に資する宅地整備を行いたいと考えております。

27 ページをご覧ください。都市計画を定める区域として種類、名称、区域を定めるものでございます、ご確認をお願いいたします。

次に、28 ページをお願いいたします。ここでは参考といたしまして、本事業の概要を記載しております。名称、施行者、施行地区面積、施行期間についてはご確認をお願いいたします。概要の一覧で、土地利用状況表というところがございます。現況は 18 戸が営業を再開しております。事業後につきましては、復興公営住宅 35 戸を含み、計画戸数 67 戸、計画人口は約 160 人と考えております。ちなみに、被災前の地区内の人口は 130 人、地区内戸数は 57 戸でございました。

施行後の土地利用として、商業区としての道路と街区等の整備を行い、定住人口の増加、商店街の再生をめざした居住・商業の一体となるゾーンの形成を図ってまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、施行期間を平成 29 年度までの 5 年間としており、今年度中の事業認可をめざし、その後、建物移転や道路工事等に着手してまいりたいと考えております。

なお、案の縦覧につきましては、平成 25 年 7 月 1 日から 7 月 16 日までの期間、市役所の 5 階の区画整理課におきまして図書を備え付け縦覧に供しました。1 名の方の縦覧者がございましたが、意見書の提出はございません。第 70 号議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【李会長】 はい、ありがとうございます。それでは第 70 号議案について、皆さんのご意見、ご質問等を求めます。よろしくお願いいたします。

はい、よろしくお願いいたします。

【渡辺委員】 今現在でですね、地権者の同意ってどれくらいまで取れているんですか。

【古城副参事】 地権者の同意につきましては、商店会を中心に説明しておりまして、ほぼ皆さんに同意いただいているところでございます。2、3 名の反対というんですか、ご意見をいただいている方もございますが、それ以外の方はすべて同意を得ております。

【李会長】 はい、よろしくお願いいたします。

【渡辺委員】 平時の社会であればですね、そういった数字にまでなって、丁寧な説明をしながら進めて、100%に達して事業を認可いただく環境までいけるのかなって感じはするんですが、発災によってですね、それぞれダメージを受けています。人口減少、右肩下がり、あとは年金暮らしの方々が増えている中でですね、やっぱり事業認可もらうまでは、かなり丁寧な説明とか、あとは今までにないような土地の買い上げの面積とかですね、様々な手を打っていかないとやはり少数意見が潰されると。平時であれば少数意見もなびいてくれるのかなという感じもするんですが、震災復興ですからそうはいかないような気がするんですね。その意見を聴いてこそはじめてやはりその理想的な都市計画とか、無駄な投資も避けながら震災復興につながっていくことができるのかなって思うんですが。そういったことで、この事業のみならずですね、都市計画は今後も出てくると思うんですが、これまでとやはり違う、平時の時と違うその進め方、どのような点に配慮しながら、その合意をとりながらこの土地区画整理事業を進めているのか、そういう配慮とかですね、注意点を聞かせていただけませんか。

【李会長】 はい、よろしくお願いいたします。

【木村区画整理課長】 はい、お答えいたします。確かに平時と違って震災ということで、被災された皆様それぞれ悩まれてございます。ことあるたびにですね、説明会等々開催させていただきまして、説明会のみ限らず個々のご意見等を頂戴しながら、何が不安なんだろうかといった点を、すべて解消できるわけではないかもしれませんが、そういったことに向き合っていきたいと、担当課ではそう考えてございますのでよろしくお願いいたします。

【李会長】 はい、お願いします。

【渡辺委員】 もしですね、同意しなかった場合ですね、その位置にもよると思うんですが、どのように進展していきますか？

【李会長】 はい、事務局よろしくお願いいたします。

【木村区画整理課長】 土地区画整理事業で行政施行の場合、法的には同意っていうものは必要ないんですが、いずれ皆様の土地をこういうふうにしますっていうことを決めていかなければならないということになりますので、そこは丁寧に相談するしかないなというところになります。

【李会長】 はい、よろしくお願いいたします。

【渡辺委員】 事業が成り立たないっていう事なんですけれども、すべての合意がなければ。ただ面積の縮小なんかは、これまでの都市計画審議会でも、プラスとかマイナスの面積の変更の議論はいくらでも出てですね、その辺の変更は意外と容易なのかなと。ただ、合意しないと事業は進捗しない。確かに被災者にとっては住まいの再建は最優先だとは思っています。その土地を提供するための事業だから、やはり一定程度の時間の経過の中で進めていかなければならぬっていう思いは執行部側には非常に強いと思うんですが、被災者の立場になればなるほどですね。ただまあ、やはり合意できない方たちもいると、こういう場合はどのような配慮をしていくのでしょうか。

【李会長】 はい、事務局よろしく願いいたします。

【木村区画整理課長】 基本的には説得しかないんですけれども、たとえば方法論としてはいろいろあるかと思うんですが、その場その場でですね、周りの同意状況だったり、どういうふうに進んでいるかという点が非常に大事なんだろうと思います。その場その場で個々の事情も違うと思いますので、どういった方法がいいのかっていうのはその時点で我々も決定していきたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

【李会長】 はい、よろしく願いいたします。

【渡辺委員】 たとえばですね、今回のこの提案の図面をみますと、意外とその道路の拡幅だけで、その他の道路はほとんどないので、減歩なんかでも最小限で済みそうな気はするんですが、他の土地区画整理事業ではそうはいかない部分があります。そういったことで、事業が進捗しないうちに間違いなくここに換地されるだろうということで、家を建てることは可能なんですか。

【李会長】 はい、事務局よろしく願いいたします。

【木村区画整理課長】 基本的には区画整理事業の場合、仮換地指定というものがございます。それは、従前の土地を減歩して、ここにしますよというのが基本的な区画整理の手法になってございます。仮換地指定が終われば、従前の土地は使えませんが換地先は使えますということになります。一定程度、早期再建とか、作業中でも換地作業が入りますので、ある程度早期再建という方々には個人的にもお話しいただいて、たとえばこの辺に道路が来ますよというのは明確にわかるはずだと思いますので、たとえば、道路から1メートルくらい離れて建てただけであれば再建は可能ですよとか、そういった細かい話もできるのかと思っております。よろしく願いしたいと思います。

【李会長】 はい、お願いいたします。

【渡辺委員】 仮換地前にもそういうお話を聞きながらなんとかできるっていうことですね。ある意味では、当然ながら100%の同意がなければその図面も引けないわけですね。その辺は執行部側も我々もいろいろ迷いがあるわけなんです、ぜひですね、どうしても発災直後の意向調査と、それから2年経過した後の被災者のいろんな悩み、苦しみ、経済面、大きな変化が間違いなくあります。ですから、大きな見積もりを立てるのではなくて、そういった面を考慮しながら、都市計画審議会でも面積をプラスすることは可能なわけですから、ある意味では小さめに持っていった方がいいのかなと、今後の復興計画などもすべてそうですが。そうでないと人口流出して防災面だけが構築されて、魅力ない街になったらその投資効果も非常にマイナスになるのかと思いますので、今はやはり人口はできるだけ流出を食い止めるような細かい手って

いうか、様々なクオリティで、なにもかにも土地区画整理事業でなければならないということもないような気がするんですね。震災地域であってもそういった思いに立ってぜひ今後進めていただきたいと思います。以上です。

【李会長】 はい、ありがとうございます。他の委員の皆様のご意見、ご質問はございませんか。では、私からのこれは意見として、事務局に申し上げたいと思います。復興の一つの配慮というか心していかなければならない基準になると思います。国の研究所であります、国立社会保障人口問題研究所っていうのがあるんですね。社人研で略して言うんですけど。その研究所が発表しているレポートをみますと、今年を基準に 17 年後の 2030 年になりますと、日本の人口は毎年 100 万人単位で減るっていうことが実証されているんです。その 2030 年から 18 年後の 2048 年になりますと、日本の人口は 1 億人を切るんです。でも研究者の中では、これは甘いっていう見方でほとんど一致している考え方なんです。人口減少は、予想じゃなくてこれは着実に進行している現実の問題であります。こういった現実の問題を鑑みながら、今後の石巻はどのような方向に向かうべきであろうか、それを皆さんがこの都市計画の中に盛り込んでいかなければならないと思うんです。

勉強会の時にも私は申し上げたのですが、中心市街地の議案は今回で 3 回目です。まったく 3 つとも同じ色で議案になっているんですね。居住人口を増やして、商業施設の魅力を高めて既存の商店街の活性化を図る。これから残りの 3 つがあります。まったく同じ色のものをつくらだどこが魅力あるのか、皆さん考えていくべきです。

もう一つはゾーニングです、その地区の目的を定めた設定をゾーニングといいます。この地区が狭いからといって、このゾーニングを決めなくてもいいっていう話ではないのです。もっときめ細かく、それぞれの機能を見据えたうえでのゾーニングをしていかないと、まちの、地域の住民のみんなには支持されない街になっていく恐れがあります。皆さんぜひとも、他の地域で発生した後の復旧復興事業を参考にしてください。いま、神戸市長田区も大変であります。それを参考にしながら、我々はその失敗を繰り返さないようにどうすればいいのかを、皆さんとこの場あるいは現場の人たちと、地権者の皆さんと話し合っていかなければならないと思います。皆さん、叶うという字は、口ヘンに十と書きます。何十回も何十回も口で言わないと叶いません。あきらめずに力をかけて、みなさんを説得してあるいは理解をして一緒に言い続けていかないと叶うことはありません。スピード中心では私はないと思います。今さらではなくて、今だからこそやらないと、あとは大変なことになると私は心配しております。

みなさんぜひ、今私が呼びかけていることに対してひとつ基準として考慮していただければ、私は幸せであります。では、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

はい、よろしく願いいたします。

【佐藤委員】 今回、土地区画整理事業の都市計画決定ということですけど、この域内を通る都市計画道路門脇稲井線並びに北側の端にある羽黒下広小路線については、今回変更の対象とはならないという理解でよろしいですか。なぜ聞いているかということですね、広域地盤沈下等で、フォーメーションというか道路と宅地との関係の調整で、この幅員で計画しているもので大丈夫でしょうか。チェックをしたうえで現時点では変更なしでいけるという見込みかどうかというのが一点。それからもう一点、先ほどの説明にもありましたけれども、門脇稲井線まさに日和山の方に避難していく重要な路線だと思っておりますので、この沿道の区画整理が進むと、重要な

避難路線のかなりの一角の重要な箇所が進むということで、今後の防災には意義があると思うんですが、さらに南側の都市計画道路がどういう計画になっている見通しとなっているのか、何かそういった情報があればですね、参考にお話しいただければありがたいです。

【李会長】 はい、事務局よろしいでしょうか。はい、お願いいたします。

【古城震災復興部副参事】 はい、お答えいたします。大街道石巻港線のことでしょうか。こちらの方も8月16日に県の方で都市計画決定がされるというふう聞いております。先ほど説明させていただきましたけれども門脇稲井線につきましても、現在16mを17mに都市計画変更するというふうにしております。

【佐藤委員】 県決定で・・・

【古城震災復興部副参事】 県決定です、はい。

【佐藤委員】 県決定なんですね。

【木村区画整理課長】 門脇稲井線の先線については既存の計画路線であります。ただ、整備スケジュールについてはまだ確定はしてございません。とりあえず、石巻小学校のところまでいくと水は被らないだろうということで、そこまでは広げさせていただきたいということがございます。

【李会長】 よろしいですか。

【佐藤委員】 はい。

【李会長】 はい、ありがとうございます。では、他の委員の皆様はいかがでしょう。はい、よろしくをお願いいたします。

【平塚委員】 前もちょっと聞いたと思うんですが、やっぱり全体の都市計画というか、街の復興のゾーニングですけれども、部分部分で具体的になっていっているんですけれども、たとえば、石巻の中心地といわれているところはシャッター通りになっていて一変しているわけですが、震災を機に組み立てようというのはわかるのですが、その中でも全体の動線とかどんなものなのかやっぱりよくわかりません。その辺の青写真というか説明をしていただければと思います。

【李会長】 はい、事務局よろしくをお願いいたします。

【星震災復興部長】 お答えいたします。委員ご質問の中心市街地の活性化の件だと思いますが、これは前回お伝えいたしましたが、現在、他の部で検討いたしておりまして、こういった個別の事業は事業として走りながらですね、全体の取りまとめ作業は現在やっております。予定では聞きますと間もなく素案が出てきましてですね、市民の皆様と委員会を作りまして、オープンで議論していくと聞いています。完成は今年度末と聞いていますのでご理解いただきたいと思います。

【李会長】 はい、よろしいですか。

【平塚委員】 はい。

【李会長】 はい、ありがとうございます。他の委員の皆様はいかがでしょう。ご意見ご質問とかございましたらよろしくをお願いいたします。

よろしいですか。それでは、第70号議案をお諮りしたいと思います。第70号議案石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【李会長】 はい、ありがとうございます。賛成多数によりまして、第70号議案につきましては、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

では以上をもちまして今日すべての議題の審議が終了いたしました。先ほど冒頭で私が、今日の審議をもちまして任期が満了するということを皆様に申し上げましたが、今まで皆さん大変ありがとうございました。

では、他の委員の皆様は何かご意見とかございますか。

では事務局はいかがでしょう。はい、よろしく願いいたします。

【今野都市計画課長】 それでは委員の皆様にも、事務局を代表いたしまして御礼を申しのべたいと思います。ただいま李会長からもご挨拶がございましたけれども、皆様の審議会の委員としての任期が、来月の8月の7日までとなってございまして、このメンバーでの審議会の開催は、今回が最後でございます。

皆様には第5回の都市計画審議会での被災市街地復興推進地域の決定に始まりまして、本日の第13回の審議会まで2年間で9回の審議会を開催していただきまして、東日本大震災以降の復興に向けた土地区画整理事業、再開発事業、都市計画道路それから防災緑地の決定など、あわせて31の復興関連議案をご審議いただきました。また審議会に先立ちまして、事前に勉強会を開催して議案内容ですね、精査していただくなど、本当に熱心に取り組んでいただきましたことに心から感謝と御礼を申しのべたいと思います。

委員の皆様におかれましては、今後とも本市の都市行政をはじめとする、市の行政運営に對しましてご理解とご協力いただきますようお願い申し上げまして、委員の皆様へのお礼に代えさせていただきます。2年間本当にありがとうございました。

【李会長】 ありがとうございます。ではみなさん、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。これをもちまして審議会を終了させていただきます。皆さんご協力ありがとうございました。お疲れさまです。

午後2時8分 終了